

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成23年6月22日（水曜日）

予算・決算委員会

平成23年6月22日（水曜日） 午後1時30分 開会

本日の委員会に付した事件

- |          |            |
|----------|------------|
| 1 第86号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 2 第87号議案 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（16名）

委員長 鈴木司郎	副委員長 滝川健司					
委員 下江洋行	前崎みち子	横山行敬	山田たつや	中西宏彰	鈴木眞澄	
鈴木達雄	長田共永	加藤芳夫	中根正光	丸山隆弘	森 孝	
菊地勝昭	夏目勝吾					
議長 荒川修吉						

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 西尾泰昭 書記 伊田成行 伊藤千加

開会 午後1時30分

○鈴木司郎委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本委員会は、6月20日の本会議において、本委員会に付託されました第86号議案 平成23年度新城市一般会計補正予算（第3号）及び第87号議案 平成23年度新城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の2議案を審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表にしたがって発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭にお願いをいたします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いをいたします。

第86号議案 平成23年度新城市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、横山行敬委員。

○横山行敬委員 質疑させていただきます。

歳出2款1－8車両管理費、公用車（低公害車）導入事業、予算書の11ページになるかと思いますが、鳥獣害対策を機動的に行うためということで、言ってみえますが鳥獣害対策室の生息状況調査のほうと、これは関連性があるのか、お尋ねしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 今年度がスタートしまして、2カ月半余りですが、これまでに市内各地域から有害鳥獣に対する問い合わせや報告が毎日のように寄せられています。こうした連絡が入った折には、すぐに現場へ駆けつけ、状況確認と応急的な対応が必要であれば措置を講ずるために、車両を必要としているもので、今年度事業として実施しております、有害獣生息状況調査及び生息図作成委託業務とは、直接的には関連して

おりません。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 ありがとうございます。そうすると今、別で従来やってみえたそのニーズがあって、それに対して車のほうが足りていないということで購入されるということですのでよろしいですね。

○鈴木司郎委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 今、委員さんがおっしゃったとおりでございます。

○鈴木司郎委員長 横山行敬委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 歳出2款1項8目車両管理費、車両管理事業、11ページですが、鳥獣害対策用車両とのことですが、現在所有している車両で対応できない理由についてお伺いします。

○鈴木司郎委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 先ほど横山委員さんのご質疑にお答えさせていただきましたように、鳥獣害対策室へは毎日のように、有害鳥獣に対する報告、問い合わせが寄せられています。目撃情報や被害情報をいただいた折には現場に出向き、状況を確認した上で対処方法を検討する必要がありますが、委員ご承知のとおり、公用車両につきましては予約制であり、申し込み時に即対応できる車両がない場合もございます。こうしたことから、鳥獣害対策室が主体で使える車両を確保し、機動性を高めることによって速やかな対策が、講じられるようにしていきたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 下江委員。

○下江洋行委員 鳥獣害対策専用の車両ということですが、軽貨物車両1台ということですが、軽貨物車両1台ということですが、舗装されていない悪路を走行するという想定で、車両を選ばれると思うんですが、183万3千円という予算をみているんですが、鳥獣害対策用、現在所有して

いる車両では、やはり対応できないような特殊な装備と言うまでもないんですけども、車については、今、所有している公用車以外に何かそういった特殊な装備というか、そういうものがされている車を想定しているのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 現場活動につきましては、山中の林道、それから圃場等の農道等への対応が主なものとなると考えております。対応する際に、人員それから用具等の運搬に適した小型で、機動性のある車両が必要であると考えております。そこで、軽自動車の4輪駆動車で、人員が運べるということで、ダブルキャブ4人乗りで、あと現場へ行った際に、想定される鳥獣等の駆除ができた場合に、それを乗せることができるように外に荷台が付いているもの、それから連絡があった際に、位置の確認がしたいところでございますので、ナビも付けていただければと思っております。

以上でございます。

○鈴木司郎委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 11ページ2款1項1目の一般管理費、10の庁内管理事業（1）共通管理事業についてお尋ねします。

光熱水費の57万2千円の減額がございます。市役所で使う電力を、中部電力からバイオ発電の電力に7月から随時切りかえることによって、減額予算になるわけでありましてけれども、具体的な手法についてお尋ねをいたします。

○鈴木司郎委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 それでは私から、中部電力からその他の電力会社に切りかえる、その具体的な手法ということでございます。

電力の自由化ということでございますが、議員もご承知かと思います。

社会全体の規制緩和、それから競争原理導入という大きな流れの中におきまして、電気事業においても、平成12年に電力の小売が部分自由化されました。このころ、2千キロワットという高圧受電の契約でございまして、その後平成16年、500キロワット、それから平成17年にはさらに拡大して現在50キロワット以上と。この契約電力については、自由化ですよということでございます。

これは私もちょっとうっかりしていたのですが、この16年、17年は旧作手村での総務におきまして、庁舎管理をしておりましたが、作手村は、省エネのコンデンサーのほうをかえてございまして、今になって思い出んですけども、このときにたしか対象にはなっておりませんでしたので、今回も作手の支所は、契約が40キロでございますので、対象外でございます。

それで、昨年の末ですけれども、この電力の小売の自由化を進める、仲介の業者さんが、これは近隣の自治体からそういう情報がございまして、「新城市のほうにも行くと言っていただくけれども、おたくさんどうしますか」というような話でございました。電力の自由化についての説明を受けまして、その中で今、本市が50キロワット以上の施設、全体で190の施設があるわけですが、その中で36施設、これについて、昨年1年間の実績、これを中電のカスタマーセンターのほうへ請求しまして、仮にそれを中電以外の電力会社と契約したときに、どのぐらいのメリットが出るかというその提案、この比較検討書を提出していただきました。そうしたところ、33の施設について、工事等は要らないということですので、契約を変更することで、大きなメリットが出るということがわかりました。

それでも、電気はどこから持ってくるのかとか、それから特定規模の中電以外の電気事業者がつぶれた場合どうなるのかとか、いろんな心配したわけですけども、いろいろその

辺も調べてみましたところ、今現在の中部電力の伝送路、これを使ってくる。当然中電には、特定事業者のほうから、伝送料というのが支払われるということで、それから停電の際も中電が対応してくれるし、電気の保安業務関係にも今までどおり中部電気保安協会が、対応してくれるということで、心配しておった点もクリアできましたので、できれば7月から33施設全部やりたいという希望であったんですが、とりあえず7月16日、それから残りを8月とそれから10月というような形で、中部電力とも話をしながら、随時切りかえていきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 流れは大体わかりましたけれども、もう少しちょっと確かめたいことがあります。

市が電力調達先の変更を検討されてきたということで、今、経緯がわかりましたけれども、中部電力さんも、もちろん今までこの新都市の公共施設については、もちろん1社において供給されてきた経緯がありますので、中部電力さんとのこのかかわり、交渉というんですか、その経過も多分あったのではないかなということも想定されます。そのあたりも少し教えていただきたいということ、まず一つずつお願いします。

○鈴木司郎委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 中部電力さんとは、先ほど申し上げました、実績をカスタマーセンターのほうへ請求する際にもう即、電話がございまして、「新都市さんは、そのほかの特定規模の電力会社のほうへ切りかえるというような、検討をされるんですか」ということがございました。うちのほうも、経常経費を抑えたいという大きな目標があるものですから、安い電力会社のほうへかえることができれば検討したいと。その際に、一週間ぐらいしてですか、新城の中電の営業所の所長さん

や、それから豊橋の営業課長さん、それから岡崎の部長さんもこちらへおみえになりました、いろいろ話をする中で、「引き続きうちの電気を買ってくればありがたいですが」というような話はしたんですが、その際、中電からも、改めて見直しの案も出していただいたんですが、削減できる金額が、随分開きがあったものですから、今は中電からこの33施設については、切りかえる方向でということで、一週間ぐらい前には、7月分の中電をやめたいという申込書も豊橋の営業所の課長さんがおみえになって、これを出していただきたいというような形で、その辺は、特にトラブルというようなことは起きておりませんのでお願いいたします。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。それであと、今後のことも含めて、先ほど33施設ということで、随時やっていかれるということでありましても、今後切りかえていく予定の公共施設という計画は多分あると思いますけれども、33施設以外に、例えばかなり電気を食うであろうというクリーンセンターも含めて、市民病院も含めて、その辺の方向性を考えておみえになるのかどうか、すべての公共施設を対象にしていくというような計画はあるのかどうか確認したいと思います。

○鈴木司郎委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 とりあえずこの33施設というのは、行政課のほうへ請求が来た施設でございます。それで企業会計でありますとか、それから水道の関係もそうです。それからクリーンセンターも直接私のほうへ請求が来ませんので、こういった方向でおるといったことは、前回の部長会議等でも報告させていただきました。その中で、実際うちの市民病院は、たしか契約電力が1,060キロワットぐらいだったと思うんですが、大きな契約をしております。それでもう既に、業者のほうが入ってくれて、どうもその結果ですが、メ

リットが出ないというような方向で、ちょっと市民病院は聞いたところによると、ほかの自治体の病院等でもその切りかえをやっていないようでありまして、本市の市民病院についても、ちょっとメリットが出ないということで、市民病院については無理じゃないか、ということは聞いております。そのほかのクリーンセンターでありますとか、50キロワット以上の施設につきましては、双方のメリットが出るか出ないかということで、切りかえができるかできないかということになると思います。そういったことで、随時考えて検討していきたいというふうに考えてはおります。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今メリットが出ないっていうその辺のところを、今日は別として、また今後の資料、参考として、示していただければ幸いです。それで、要するにこの民間、エネサーブというところでしたか、そこに切りかえることによって、どのぐらい実際電気料、浮いてくるのかなというような、節約の額、それを教えていただきたいということと、あと、もしエネサーブに支障、事故等が起きたときの対処はどうされるのか、その辺も確認したいと思います。

○鈴木司郎委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 それではメリットなどの金額ですが、とりあえず33の施設には指定管理の施設も入っております。33の施設すべてで、800万円弱という本市にとってメリット金額が出ます。その指定管理を除いた金額が、新聞報道で約500万円の節減につながったということでございます。

それから、もう1点エネサーブがつぶれた場合ですが、こちらのほう最悪の場合は、中部電力が保障をしてくれる。それから中部電力以外の電気事業者も、もし何かあったときには、供給してくれるというような、何かその電気事業者の中で、そういう話し合いができていくようでありまして、一番その辺も冒

頭申し上げましたけれども、安定的な供給が、ということが、一番心配でしたので、その辺を確認したときに、「それは大丈夫です」ということでありました。ちなみに愛知県庁あたりも3年前から、もう切りかえておるようございまして、各自治体も今、検討をしている自治体が多いということも聞いております。

そんな形で以上です。

○鈴木司郎委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

歳出3款民生費の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、3款3項6目の保育所費、保育所管理事業11ページですけども、ティーズ緊急地震速報端末機設置経費ということですけども、お伺いしたいと思えます。

1点目といたしまして、端末機の配置はどのような場所に設置するのか。また、どのような地震対応・効果をねらって設置計画をされたのか、お伺いします。

2点目といたしまして、現在、全市で運用している防災行政無線（ジェイアラート）での対応はできなかった、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 それでは、1点目でございますが、端末機の配置場所につきましては、職員室のほか火気を使用する給食室、お遊戯室、あるいは保育室周辺への設置を予定しております。現在、防災行政無線は職員室にしか受信機がございませんので、職員室から離れた場所では、情報が伝わらない心配もございまして。そのため、園舎内の何カ所かに

端末機を設置しまして、端末機から即時職員に緊急地震速報が伝わるようにしまして、迅速な園児の安全確保と的確な避難誘導ができるよう計画をしたものでございます。

2点目でございますが、防災行政無線での対応も可能であると考えておりますが、即時の対応が必要な地震情報の入手につきまして、放送されます予測震度につきましては、防災行政無線では、震度4以上、ティーズのシステム端末機では、震度が3以上で放送されるというシステム機能となっております。また、地震到達予測時間の放送も含むということ。

また、導入経費を考慮いたしまして、計画したものでございます。

以上でございます。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 設置目的は当然、子どもたちの安全確保のためだと思うんですけども、設置場所も、防災行政無線は職員室だけということで、離れたところには聞こえにくいということで、必要な個数を設定されたと思うんですけども、1点確認したいんですけども、その4月12日のジェイアラート作動時はまだ保育園、時間的には8時ちょっと過ぎで園児等は、登園されていなかったのか登園されておったのか、ちょっとわかりませんが、職員はいたと思いますし、早く預けられた保育園児さんもいたと思うんですけど、各保育園がどういう対応をされたのか。で、その対応に基づいて、ジェイアラートではどういう問題点があったのか、その辺についてはどういう認識をお持ちでしょうか。

○鈴木司郎委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 今ご質疑がございました、4月のジェイアラートの発報の際の状況でございますが、既に園児それから保育士が、保育園に出ておまして、すべての園で園庭に避難をしたという状況を確認しております。

ただし、外で遊んでいる時間帯というか、子もおまして、園庭におりますと外部スピー

ーカーからの情報というのが聞こえにくいということも、一部であったと聞いております。

また先ほど、ご説明申し上げたとおり、内部のスピーカーは、職員室にしかございませんので、聞こえる範囲がやはり狭いということがございますので、すべての職員に伝えると、情報を伝えるという点で、やはり何らかの端末等機器を配備する必要性を認識したという状況でございます。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ジェイアラートですべて避難が完了できたわけですよ。今そうおっしゃいましたよね。一部その職員室から離れたところは、聞こえにくいところがあったと、あったけどすべて避難ができた。屋外には、ない保育園もあるかもしれませんが、屋外のスピーカー、防災無線のスピーカーがあって、そのスピーカーからも当然流れて、聞き取りにくいというのは、こだましてとかそういうのもあったかも知れませんが、聞き取りにくかったけど、聞こえたことは聞こえたと思います。そういう状況によって、あえてこういう導入をするわけですけども、導入に当たってのそのコスト比較の表をいただいたときに、設置箇所が20カ所というのは、20の対象施設があって、専用端末機が40台、20カ所で40台ということは、1カ所2台設置するのか、違うかもしれませんが、さらにそれに対して子機が65台という設定です。ジェイアラートのほう、防災無線のほうは65台ということですので、その無線子機分だけの台数を、設置を検討しておるわけですけども、防災無線はかなり大きな音量が流れます。これだけの果たして65台の機器がないと本当に全保育園に届かないのかを検討された上で、やったのか、ただ同じ台数を比較してこっちのほうが安いからということなのか、その辺はどういうことを検討されて、こういうコスト比較をされたのか、いかがですか。

○鈴木司郎委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 コスト比較の台数に入る前に、先ほど申し上げた、聞こえにくいというところがあったという点ですが、一部の園でと申し上げましたが、やはり外部、園庭にいて、何か情報というか音が流れているのは聞こえたんだけど、何が流れているのか聞こえなかったのも、学校であるとか、市役所児童課のほうへ、確認を一度したというところが、1カ所ございましたので、そこではそういったタイムラグがあって、避難を終えたという状況がございましたので、必要性を認識したということで、ちょっと言葉が、説明が不足しておりますので申しわけございません。そういった状況があったのは、1園ございました。

それから設置台数の件でございますが、ジェイアラートの65台、それから子機の65台につきましても、実際にどの程度、聞こえるかという検証をしております。あくまで、園舎の保育室であるとか、部屋の配置、それから建物の形状等で、ティーズの場合ですと、子機まで電波が届く距離を見込みまして計算した台数でございます。

それとジェイアラートのほうも、どの程度聞こえるかという検証をしておりますので、同じ台数で経費の比較をさせていただいたという状況でございます。

○鈴木司郎委員長 大原防災対策課長。

○大原宗鑑防災対策課長 私からですね、参考までに、ジェイアラートによる緊急地震速報と、それからティーズによる緊急地震速報の違いを、少し説明をさせていただきたいと思います。

まず、ジェイアラートによる緊急地震速報ですが、ジェイアラートというシステムそのものが、緊急地震速報用に開発されたものではございません。これは皆さんご存じかと思いますが、国民保護情報を、テロだとか弾道ミサイルだとかという、そういう事態に対処するために、消防庁が開発したシステ

ムでございまして、そもそもその情報システムを使って、国民に瞬時に伝達できるものですから、緊急地震速報もそのシステムに乗せようということで、緊急地震速報はそのジェイアラートの何点か情報提供できる中の一つということでございます。ですから、そのジェイアラートで流れる緊急地震速報は、細かい情報が流れるわけではなくて、この前4月12日にあったように、「大地震です。大地震です。」ということを繰り返すだけでございます。それで、広報等でも説明をしておりますが、一つのその致命的というところとあれですけども、ちょっと欠点といたしまして、防災行政無線を起動するまでに10秒前後かかるということで、10秒前後の緊急地震速報には全く間に合わないという欠点が、ジェイアラートにはそもそもございます。

それから、ティーズのほうの緊急地震速報ですが、これは緊急地震速報専用の端末ということでございますので、例えば、震度が幾つであるか、それから何秒後に到達するのか、これを教えてくれます。それから10秒前からは、カウントダウンをするということでございます。

それから、もう一つのティーズの緊急地震速報の利点といたしまして、校内放送とか園内の放送装置が、これは機種によってはできないものもあるんですが、接続することができます。実際に、消防防災センターでは、館内放送に接続をしております、ティーズの緊急地震速報が入ると自動的に、館内にそのティーズの緊急地震速報が流れるということでございます。ですから将来、放送装置等を新しいものに更新すれば、今の状態でどうなっているか私ちょっとよくわかりませんが、そうすれば一瞬にして、館内全部に、その緊急地震速報を流すことができるというのがティーズのやはりメリットかなというふうに思います。防災行政無線では、個別受信機をその必要なところに台数を、10台、20台という



ふうに、ふやしていく以外にその全校的に全園的に流すには、その方法しかないということでございます。

以上を総合的に判断した結果、ティーズを選択されたというふうに考えております。

以上でございます。

**○鈴木司郎委員長** 滝川委員。

**○滝川健司委員** それぞれの機器の能力ですとか役割はわかっております。今の大原課長の答弁だと、地震はお知らせするけど、テロとかミサイルの情報は届かないところがあっても、やむを得ないというふうに聞こえますので、その辺は受けとめ方の違いですけども、今回は地震に特化して、保育園児の子どもの命を守ろうということですけども、ミサイルやテロがあったときは、情報が伝わらないところがあっても、やむを得ないというふうにとれますけども、それは後ほど答弁いただければと思いますけども、それとその前に請井課長のほうですけども、聞こえる場所も調べずに、ただ同じ台数を設定して個数比較したというのは、それは後付けの理由ですよ。やっていたらなかつたんでしょ。やりました。私から資料請求があつてそういうその比較をしたのか、それとも最初からそういう条件で設定して、個数比較をされた上で導入したのか、それともティーズありきで、眼中になかったのか、その辺はいかがですか、どうですか。

**○鈴木司郎委員長** 請井児童課長。

**○請井洋一児童課長** 最初からティーズありきということではなくて、もう既に現実、防災行政無線が入っておりますので、その増設それから、ほかの施設でも導入済みのところがございますが、ティーズの緊急地震速報端末機、これはどちらが現実的によろしいのかということ、当初からありました。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、どこまで、何台というところは、確かに設計上すべての園で、見積もったわけではございませんので、比較的一般的な台数でということ、

ティーズの必要な台数を参考に、防災行政無線の台数も同じ台数で比較をしてみたという状況でございます。

**○鈴木司郎委員長** 滝川委員。

**○滝川健司委員** 比較をしてみたというのが正直だと思います。

ちょっと変わった観点からお伺いしますけれども、そのティーズの子機というのは保証というか、性能保証は何年を想定されておるのか、これはリースでその都度かえられるのか、その辺の契約はどのような形になっておるかということと、併せて今、新城市の光ファイバー網に対するティーズとの契約の残り年数との関連、それ以降についてのことでどうか、その辺のことを併せてご答弁いただければと思います。先ほどの地震速報以外の情報が保育園内で、伝わらないところがあるということがわかっておるということも踏まえて、ご答弁いただければと思います。よろしくお願いします。

**○鈴木司郎委員長** 請井児童課長。

**○請井洋一児童課長** ただいまの、ご質疑いただきました子機等端末の使用の年数の件でございますが、そこまで今、資料のほうは持っておりません。ただ、使用料をお支払いして使うというものですので、ふぐあいがあった場合には当然、交換という形が前提になるかと思っております。

それから、今回、緊急地震情報の端末を設置するという点で、地震の情報に特化した機器を入れる計画をしたという点でございますが、特に地震につきましては、緊急に先ほどカウントダウンということがございましたが、10秒程度のうちに地震が到達するという情報が伝わるということで、非常に園児の安全確保のために緊急性が高いということで、その特化した地震情報を入手したいということで、計画をしたものでございます。

それ以外の情報につきましては、防災行政無線で入手できますので、その10秒程度のほ

うの緊急的に必要なものを優先したいという考え方に基づくものでございます。

○鈴木司郎委員長 大原防災対策課長。

○大原宗鑑防災対策課長 緊急地震速報以外の、国民保護情報の件でございますが、緊急地震速報以外の情報が防災行政無線に入って、それでその後、館内放送等に対応しても対応が可能というふうに、情報が伝わらないところについてはそういう方法で、対応ができるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 両方でなるのでより効果的な活用ができればと思います。

最後に1点、確認しますけど、コスト比較表でいただいた年間の維持費は残り9カ月分ということで、23万6,250円というランニングコストを示されておるんですが、補正予算の概要のほうで、いただいた資料の使用料の合計しますと63万3千円となるんですが、この違いはどういうことでしょうか。

○鈴木司郎委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 この資料で提出させていただいたものとの差でございますが、今回保育園には、この地震情報を入手するための端末のほか、その情報を入手するために、テレビの購入も予定をさせていただいております。

その関係で、使用料としましては、通常のティーズの加入の月額の利用料、それからNHKの受信料も入ってございますので、その分が相違してくるという状況でございます。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 資料だとティーズ緊急地震速報端末使用料と書いてあって、その受信料とかそれまで書いていないものですから、ちょっとわかりにくかったですけども、もう少しわかりやすい資料をお願いしたいと思います。

全体的には以上確認させていただきました。

終わります。

○鈴木司郎委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。  
ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、横山行敬委員。

○横山行敬委員 歳出4款の1－9環境衛生費エコアクション推進事業。

新城市エネルギー対策本部の設置に伴い、市民節電所プロジェクトとして、市民による省エネチャレンジ事業「省エネコンテスト」を実施するとありますが、購入を予定されている図書の活用等、有効利用されるものなのか、ちょっと詳細を教えてくださいまして、聞かせていただきます。

○鈴木司郎委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 それでは、今回の補正のエコアクション推進事業は、市内事業者の方から、レジ袋の有料化による収益金の一部を衛生費寄附金のほうへいただいております。この寄附金を財源に環境学習用の資器材の購入と、ご質疑のありましたエコライブラリーの環境図書の充実を図るものであります。購入を予定している図書は、地球温暖化対策、新エネルギー関係等の図書で、子ども用の図書も含め検討をしております。

エコライブラリーは、以前にいただいた寄附金を活用して、環境に関心を持っていただき、理解を深めていただけるよう設置したもので、環境保全、地球温暖化対策、自然生態系、省エネなど環境全般にわたるもので、現在寄附、購入等も含めまして72冊の蔵書があります。環境課の事務室前に設置し、貸し出しを行っております。図書の目録は、市のホームページにも掲載しております。省エネコンテスト等にも参考にしていただきまして、

またさらに有効活用していただけるようPR等にも努めてまいります。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 教育の活動で使われるということで、貸し出しをされるというふうに言ってみえますけども、よくこの議場でも子どもさんに対して、教育活動の一環で環境課のほうでもいろいろやってみると、伺っているんですが、その中で省エネに対する意識付けとして、教育の中で図書を活用していかれるというような認識をしておるんですけども、内容ということで、はみ出さないように気をつけなければいけないんですが、一つ子どもさんに対する活用の仕方として、ただそこにあって、そういった発表だとか、そういう場に利用されるだけでなく、例えば読み聞かせの場であるとか、その子どもさんに対して、より活用をしていただくということで、図書であれば、その図書が使われるということで、今小学校の中でも読み聞かせされる方なんかもあると思うんですけども、そういう方たちにも利用していただけるような、そういったことも含まれておられるのかということをちょっと教えていただきたい。

○鈴木司郎委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 子どもさんに読み聞かせ等、専用にしておるわけではありませんが、そういったものにも使っていただけるよう、またPR等もしていきたいというふうに思っています。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 済みません、僕ちょっとホームページで確認しますが、ということはそういったことにも使ってもらえるような図書ということで、よろしいということなんですか。

○鈴木司郎委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 先ほど申しましたとおり、図書のほうはまだ72冊ということで少ない図書であります。そういった図書について

も一部はありますけども、十分な利用までは、ちょっとそこまでは整備されていないという状況であります。使えるものは、使っていたらというふうに思っています。

○鈴木司郎委員長 横山行敬委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 同じく4款1項9目の環境衛生費、持続可能な市民自治社会推進事業のエコオフィス推進事業、13ページにあります。

一般家庭の省エネチャレンジの取り組みを呼びかけていただいておりますけれども、コンテストの中身は、楽しく節電するというそんなことを言われておりますが、具体的な方法をどのようにPRされていかれるのか、またもう1点でありますけれども、気候またいろんな地域の差があるということで、電気使用料の全市域バランスというものは考慮されておるのかどうか、お尋ねします。

○鈴木司郎委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 節電の具体的な方法につきましては、テレビ・インターネット上でもいろいろな方法が紹介をされております。市のホームページでも、「家庭でできる節電、7つのポイント」として、こまめにスイッチオフ、待機電力を削減、エアコンで節電、冷蔵庫で節電、照明で節電、テレビで節電、生活スタイルを見直して節電、として紹介をさせていただきます。

省エネコンテストの周知につきましては、7月になりましたら、コンテストへの参加の呼びかけのチラシとともに、参加申込書を全戸配布し、またホームページ、ケーブルテレビ等を通じて呼びかけてまいります。

この省エネコンテストの目的は、地球温暖化防止のため、家族や子どもと一緒に、楽しくエネルギーの使い方について話し合い、省エネや節電について、工夫をしながら取り組んでいただき、ライフスタイルの見直しの機会としていただくことを目的としております。

3.11の震災以前から、いろんな機会をとらえて、省エネ・節電を呼びかけてまいりましたが、震災以後、エネルギー問題、節電等につきまして、テレビ・新聞等で多く報道されるようになり、市民の意識も高くなっております。

既に危機意識を持ち、実際に行動、取り組みをされている方もふえています。この省エネコンテストを機会に、さらに多くの方に地球温暖化防止に取り組んでいただこうとするものです。

コンテスト実施においては、議員ご指摘のように、合併により広大な市域を有するため、地域間で標高差や気候の差があります。

また、地域により検針日が異なるということで、対象期間についても多少ずれるということになります。ほかにも家屋の構造や規模、調理熱源、オール電化等ですね。それから、家電の状況、家族の構成、年齢構成、家族の中に病人がいるとかいないとかそういった状況、それから以前から節電に取り組んでみえる方、太陽光・太陽熱など利用されてみえる方、さまざまではありますが、地球温暖化防止のため、ライフスタイルの見直しのきっかけづくりのために「楽しく節電」を合い言葉に、ご参加いただきたいというふうに思います。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 楽しく節電をするというその意気込みというんですかね、市民にアピール、PRする、その言葉としては大変、私は結構なことだなと思います。特に震災以降の基本的な考え方、国民の皆さんの考え方も変化してきております。その中で、コンテストももちろんそういう形の取り組みとしては、大変結構なことだなと思っておりますけれども、先ほど説明していただいたような、いろんな地域の差、また世帯の状況、また構造的な家屋の状況、いろんなところで、それぞれの地域によっては違う、世帯によって違うと

いうその辺のところでありましてけれども、コンテストをやられる以上、何ていうんですか、その辺のところの、ポイントとしてバランスを、やっぱりしっかりと把握すべきではないかなということで、私お聞きしておるわけですが、その辺のところは今までの経過の中で、こういう言葉を使ってはいけません。が、あいまいな形で一つの基準を、内々で設けていくと、というような総合的バランスを取るおつもりでやられるのかどうか、その辺ちょっとはっきりと明示していただければと思います。お願いします。

○鈴木司郎委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 コンテストにつきましては、世帯の人員それから、検針表により若干日数等にバランスがあります。この辺の調整を行います。それから基本的に、去年の電気の使用料と今年の電気の使用料を比較していただくと。ですので、地域の差等いろいろございますが、それぞれのご家庭で、去年の電気の使用料と今年の電気の使用料を比べて、削減率を頑張ってください、こういったことでご参加のほう、お願いしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 余り細かいことを私も言うのではないんですけど、去年は大変猛暑で暑かったわけで、ご承知だと思いますけれども、今年と比較すれば、かなりその節電対策というのは地震後も含めて、各家庭ではとられていくわけです。それでその中での削減率を出されるということでもありますけれども、例えばでありますけれども、世帯のことを一個とらえますと、去年は例えば5人世帯であって、今年は3人世帯になったというお家の方も、ひょっとして申し込みをされて参加されるということもありますね。そういう例えばですよ、そういうことでそれをそういうご家庭に対するその基準というのは、どういふふうに見られるのかな、どこか補正されるようなポイントみたいなものがあるのかなと、

コンテストの採点をする場合に、その辺のところがちっと不安だったものですからね。もう一回お聞かせ願いたいということであります。特に、とにかくこういう大災害が起きた後の、この市の取り組みといいますのは、やはり楽しく本当に節電するというようなその運動と、このコンテスト、いろんなコンテストがあります。このエココンテストではなくてですね。また花いっぱいコンテストだとか各行政区においての、行政区を競争ではないですけども、行政区ごとに競い合うような、いろんなこういうコンテストの方法もあると思いますけれども、一つの大きなきっかけになると思います。元気の出る、と言いますか、そういう意味ではこの言葉はすごく貴重だと思ひまして、そういう意味からもある程度、楽しく節電する運動をされるのであれば、もう少し細かい基準を示していただいてもいいんじゃないかな。示せないようなものでありましたら、中でまた調整する、その調整をされる点についてのポイントをまた教えてもらえればと思うんですが。

○鈴木司郎委員長 浅賀環境課長。

○浅賀邦久環境課長 ご指摘いただきました、昨年と今年の世帯人員が違ふと、ここにつきましては、その世帯の一人当たりの電気使用料、昨年の一人当たりの電気使用料、それから今年の一人当たりの電気使用料で比較をさせていただきたいというふうに思ひます。

その他の調整につきましては、先ほど申しましたとおり、昨年の電気の使用料と今年を比較していただくということで、隣の家との比較ということではございませんので、それぞれで省エネ、節電等に工夫等をいただひて、お願いをしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 丸山委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、横山行敬委員。

○横山行敬委員 歳出6款1-3の農業振興費、有害鳥獣対策事業の件で、GPSを使って獣の生息状況を把握し有害鳥獣被害対策マップを作成するため、賃借されることですが、マップの作成期間というんでしょうか、どのくらいの期間を想定してみえるのか教えていただけたらと思ひます。

○鈴木司郎委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 マップの作成につきましては、今年度実施しております有害獣生息状況調査及び生息図作成委託業務と並行して作成作業を進めてまいりますが、今年度だけでなく、今後も継続的に賃借し有害鳥獣対策に取り組む上で必要なデータを入力し被害データ等を蓄積していくことにより、有効に活用できるマップの作成をしていきたいと思ひております。

マップに掲載しようとしている内容につきましては、既に設置されている捕獲おり、補助事業等により、設置された電気さく等の防除対策及び被害報告のあった箇所などともに、今回の委託業務により得られたデータを総合的に掲載していく予定であります。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 ありがとうございます。

これまでのデータとこれから、段階的にどうかかなり長期的なものを想像していただひいんでしょうか。済みません、ちょっと長さのことで申しわけないんですけども。

○鈴木司郎委員長 森下鳥獣害対策室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 私どもは、早い段階でまずは作成し、集落へ出かけて行きたいと思ひておりますので、今年中には、まずは一応のマップを作成したいと思ひております。

○鈴木司郎委員長 横山行敬委員の質疑が終

りました。

次に2番目の質疑者、鈴木達雄委員。

**○鈴木達雄委員** 横山委員の質疑と若干重複しますけども、もう一度整理してお答えください。

歳出6-1-3の農業振興費、有害鳥獣対策事業13ページ。

1点目は、有害鳥獣被害対策マップとは具体的にどのようなものか。当初予算で作成するということですか。有害獣生息図とはどう違うのか。また、今回のマップを作成してどう活用していくのか。整理してお答えください。

2点目です。有害鳥獣被害対策マップ作成機材とはどのようなもので、どういうふうにそれを活用していくのか。伺います。

**○鈴木司郎委員長** 森下鳥獣害対策室長。

**○森下雄司鳥獣害対策室長** 先ほど横山委員さんにお答えしたとおりのことと重複するところがございますが、今回作成しようとしております対策マップにつきましては、既に設置されております捕獲おり等の防除対策の状況、被害報告のあった箇所などとともに今回の委託業務のデータを総合的に掲載します。

委託業務によりまして作成します有害獣生息図につきましては、獣の現況の生息状況を掲載したもので、防除体制等については掲載されていません。

それをどのように活用していくかと言いますと、先ほど申しましたとおり、今後実施を予定しております地域での集落点検、獣の侵入しがたい地域整備の検討会等の場所において、被害対策に活用してまいりたいと考えております。

2番目の、作成機材とは何か、それをどう活用していくのかにつきましては、有害鳥獣被害対策マップ作成機材でございますが、獣の生息地、おり、電気さくなどの設置場所を把握するためのハンディGPS機器及びGPSにて得られた情報を地図情報に入力・出力

するためのパソコン1台でございます。

機材の活用につきましては、被害報告や目撃情報があり、職員が現地で状況確認をした際などに、ハンディGPSを用いて、地図情報を確認し帰宅した際に、この情報をパソコンに取り込むことにより、マップにデータが蓄積されてまいります。

どこで、どんな獣により、どのような作物にどのような被害が出ているかが、即座にわかるようになるようにしたいと考えております。

こうして得られたデータをもとに、今後予定している集落点検、獣の侵入しがたい地域整備の検討会等にそれを持ち、出かけ集落での対策に取り組めるような活用をしてまいりたいと考えております。

**○鈴木司郎委員長** 鈴木委員。

**○鈴木達雄委員** 活用の部分ですけども、集落点検、それから集落での有害鳥獣の対策にということですが、各集落に出かける、それから出かけて相談するという機会というんですか、それはこちらで、計画するのかそれともPRして要望のあったところへ出かけてやるのか、その辺はどうでしょうか。

**○鈴木司郎委員長** 森下鳥獣害対策室長。

**○森下雄司鳥獣害対策室長** 各地区の生産組合長さんたちには、こういうようなことに取り組めますということを、既に申し上げてございます。それ以外に、被害があるからどうしたらいいかというご相談も受けております。そうした場合には、こちら側から、こういうことを行いたいので、集落で検討会等開催していただけないでしょうかというような、持ちかけを既に行っております。

**○鈴木司郎委員長** 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

歳出8款の土木費の質疑に入ります。

質疑者、丸山隆弘委員。

**○丸山隆弘委員** 8款4項3目の震災対策費の耐震診断事業、木造個人住宅耐震診断事業についてであります。

補強工事、耐震補強計画書作成に対する補助金、それぞれ10戸分追加されるわけでありまして、既に耐震診断をされた方、受けた方への補助金の活用サポート体制というものはとられるのでしょうか。

**○鈴木司郎委員長** 松本都市計画課長。

**○松本博也都市計画課長** お答えします。

耐震補強工事に対する補助金に関しましては、当初予算で認めていただきました5軒分につきまして、国の緊急支援事業の上乗せ分と合わせまして、90万円として全戸を対象に募集を行いました。この募集に応募していただいた方の中には、既に耐震診断を受けられた方も含まれております。

耐震診断は資格を持った診断員によって、お住まいの住宅がどの程度の強度があつて、補強工事を施工した場合、概算工事費はどれぐらいになるかということもお知らせしております。

したがいまして、既に診断を受けられた方は、これから診断を受けられる方に比べますと、補強工事にかかるおおよその工事費が把握できるという点で、補強工事を施工するかどうかの判断がしやすいと言えます。

またご自宅の診断内容をもとに、直ちに補強計画書の作成が可能であるということから、早期に着手することができるという利点もございます。耐震診断を受けられた方に対しましては、診断後、補強計画の作成や補強工事に対する補助制度について、資料をお渡ししながら、直接説明させていただいております。このため、補助制度に関しましては、理解していただけるものと思っておりますので、この機会に補強工事を施工していただきたいと

考えております。

**○鈴木司郎委員長** 丸山委員。

**○丸山隆弘委員** 特に、この5軒と10軒についてはわかりますけれども、今まで過去に、耐震診断を受けられた方、その辺の改修も含めていろいろ悩んでいらっしゃる方もおみえになると思うんですね。その辺のサポート体制というんですか、たまたま「あなたのお宅は、地震に自信がありますか」というある地区の回覧物、私、持っているんですけども、これを見ますと、耐震診断を受けていただいた方には結果報告の際に合わせて、概算の改修費用をお知らせしますと、先ほど説明していただいた中身になると思うんですけども、今までも大勢の方が受けておられるわけですけども、その後の耐震工事に向けてのサポートというのんですか、その辺もやはり行政側で、ある程度ちょっと指導していただけるサポートができたらいいなと思って、私は思っておったわけでありまして、そこまでのことをやっていただけるということで、解釈してよろしいのでしょうか。

**○鈴木司郎委員長** 松本都市計画課長。

**○松本博也都市計画課長** お答えします。

委員おっしゃいますように、今までに千を超える住宅について、診断を行っていただきました。診断の後、補強工事を施工する、あるいは補強の計画を策定するにつきましては、年度の縛りはございませんので、その都度全市的にPRさせていただいた中で、判断して下さって、応募して下さる方もおります。

今年に入りまして、国の先ほど申し上げた、緊急支援措置がございまして、30万円の上乗せになりましたので、これにつきましては今まで診断を受けていただいた住宅の方が、補強工事に移行していただく動機付けになるということもありまして、回覧、それから広報、ティーズの番組とか、インターネットとかいろいろな方法を使って、PRさせていただいた結果、通年の申し込みよりも多くいただいて

おりますので、そうしたことでPRをさせていただいて、工事に移行していただけたらと思っております。

○鈴木司郎委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

歳出9款消防費の質疑に入ります。

最初の質疑者、横山行敬委員。

○横山行敬委員 歳出9款の1-3災害対策費、防災資機材等整備事業。

東日本大震災被災地への支援物資拠出分の補充として、細かいんですが、そのまま書いていただいたとおり、アルファ米5,450食、クラッカー280食、缶入りパン240食、ローソクが1,200本、ボックストイレが120個、排便収納袋が1,200枚を補充されるということですが、既にここでも随分と議論をしてみえると思うんですが、備蓄数量について、妥当であるか、まずお聞きしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 大原防災対策課長。

○大原宗鑑防災対策課長 今回の予算要求につきましては、東日本大震災発生後の3月24日と28日の2回で、支援物資として現地に送った物を早急に補給させていただく必要があるための措置でございます。

もともとこれらの物品のうち、非常食につきましては、目標数を定めて備蓄を進めておりまして、25年度末で4万食を目標としております。この備蓄目標に対しまして、東日本大震災拠出後の現時点での、非常食の備蓄数は2万4千食でございます。これにもともと当初予算で購入する予定であった当初予算措置分と今回の補正分、それから今年度中に賞味期限切れを迎える物がございますので、それを差し引きますと、23年度末の備蓄数が3万1千食になる予定でございます。

ただし、先日の一般質問でもお答えをいたしました。現在、非常食等の小中学校への分散備蓄を検討中でございます。状況によっては今後計画を前倒ししたり、目標数量の変更も、あり得るものというふうに考えております。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 ありがとうございます。

そうすると、目標値があつてということ、その間に賞味期限が来てしまうものもあるというのが、一般の家庭でもそうかと思うんですけども、常時その今後、ここでの大震災というものを想定してみえるということ、ある一定数に保っていられるということ、計画してみえるのかなと思うんですけども、やはりそういうことも一つの目標値として、やっつけられるということですよ。

○鈴木司郎委員長 大原防災対策課長。

○大原宗鑑防災対策課長 もちろん、計画的な備蓄の中には、廃棄処分も含めてその分を補足しながら、目標数に近づけていくというふうに、予定をしております。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 はみ出していたら、とめていただきたいんですけど、各場所避難所のほうに、設置をしていられるというお話をここでも何度かしてみえたと思うんですけども、その中で優先順位とかいったことも、お話しされたと思うんですが、そこに住んでみえる人口だとか、広いエリアをカバーしたので、いろんなことを想定してみえると思うんですけども、実際に被災地のほうに行くと、現場のほうに物もあつても届かないということは、何度もお聞きしてきたんですけども、この辺についてもちゃんと今後、各小学校だとか中学校のほうだとかといってみるんですが、計画的に、ここに届かないエリアがないようなふうに、細かい詳細にわたって検討していられるのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 大原防災対策課長。



○大原宗鑑防災対策課長 ご質疑がありましたのは、今後の分散備蓄の件だと思いますけれども、分散備蓄の条件といたしまして、私たちが一番重要視したいのは、災害が起こったときに、そういう必要な物資を届けることが、ちょっと難しい所を前提に、例えば孤立の可能性のある集落の付近だとか、それから距離が離れた所だとか、そういうものを前提にしながら、計画を進めていきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 横山行敬委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 先ほど最初に申し上げるの忘れたんですけども、3月定例会において、附帯決議で早急な補正防災対策、補正予算を要求したところ、早急な補正予算対応していただきまして感謝申し上げますと、まず述べてからやるべきでしたけども失礼いたしました。

ということで、2点目の9款1項1目の常備消防費についてお伺いいたします。15ページです。

火災・救急・救助等活動事業における備品購入は、東日本支援活動の体験を踏まえて、本市に必要な消防資機材の強化とのことですが、これで備えは十分でしょうか。お伺いいたします。

○鈴木司郎委員長 宮部消防総務課長。

○宮部憲蔵消防総務課長 今回の補正に計上させていただきました資機材であります、東日本大震災の支援活動による経験と教訓から、今後発生が危惧されております、東海地震等に対する備えとしまして、活動に必要な装備を総合的に勘案し、早期に整備する必要がある備品等を計上させていただいております。ご指摘のとおり、消防の資機材等の装備品は、十分に備えなければならぬものと考えておりますが、東海地震等においても、今回のような未曾有の震災となることも予想さ

れるため、今後も災害対応力をより充実するため、計画的に整備していく予定です。

しかし、消防力をはるかに上回る災害が発生し、現有の消防資機材や消防力では、十分に対処できない状況の場合には、県内の消防本部や全国の緊急消防援助隊に応援を求め、不足する消防力を補いながら、ともに災害に対処をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今回は津波災害への支援ですとか放射能災害地への支援ということで、想定外というか、今までの経験がないところへの援助活動だったと思うんですけども、なかなかそれを新城市に当てはめることは、難しいと思っておりますけども、想定外という言葉はやってますけども、想定外に対応できるような形というのは理想だと思うんですが、すべてのことを新城市で対応するというのは、それだけの装備を備えるということは非現実的なことはもちろんでありますように、新城市が東北に向いたように、東海・東南海があった場合に、新城市に何かあった場合には、被災地外から応援がその日のうちに駆けつけてくれるという前提でいけば、必要最低限の装備をすることは、もちろん重要なことだと思うんですが、東北においても消防署員ですか、消防活動に甚大な被害が及んだという現実もあるわけですし、市民の安心安全を市に託せるための装備も必要ですけども、まず第一にその消防署員の、安全を確保するための装備が重要になってくると思います。消防署員が被災したりけがをしては、市民の安全も確保できませんので、そんな観点から言うと、最低限消防署員が安全に活動するのに必要な装備というのは、現時点で十分な対応がされているのか。その辺1点だけお伺いします。

○鈴木司郎委員長 宮部消防総務課長。

○宮部憲蔵消防総務課長 今回は、津波の関係もありまして、水害に対する備えを持って

きなさいというような指示がありまして、私どももウェットスーツを持って行きました。

しかし、そういう水難用の機材があったわけですが、実際に現場で活動をしてみますと、腰まで1メートルぐらいのところの、水の中での検索活動というようなこともありまして、そういった経験を踏まえて、また私どもの新城市でも水害等も、考えなければいけないというようなこともありまして隊員を守るために、救助用のライフジャケット、またサーフェイスドライスーツという水害時の救助活動隊員の、感染防止用の機材、またくぎの踏み抜き等にも耐えられるブーツ、こういったものを、装備、今回計上させていただいております。

また、化学防護服でありますけれども、こちらのほうも硫化水素等でも活動で対応しておりますけれども、またレベルBというそういった除染の関係を、隊員を守るようなものも今回、補正のほうへ計上させていただいております。よろしくお願いたします。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 最後にもう1点、東海・東南海地震に備える資機材ということで、派遣消防隊員の報告会において配られた資料には、かなり高額な機器等のリストがございますけれども、この辺はどういった対応を今後考えていかれるのか、これだけの装備が本当に新城市において必要なのか、持っていれば、よそへ派遣で行くときには役立つ可能性もあるし、新城市でこういうものが役立つようなことが起こるのは、困るわけですが、その辺のバランスはどのようにお考えでしょうか。

○鈴木司郎委員長 宮部消防総務課長。

○宮部憲蔵消防総務課長 地震等の災害や規模によって、必要となってきます機材も違ってきます。また先ほどもお話しさせていただいたように、東海地震なども東日本大震災と同じような規模になるのか、またそれ以上となるのかも想像がつかないものですから、い

ろんな機材があるわけですが、これからも必要なものを優先順位をつけて、計画的に整備していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○鈴木司郎委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 同じく3目の災害対策費の災害対策一般事務経費について、15ページありますがお聞きします。2点あります。

職員災害活動用ヘルメットとベスト購入経費となりますけれども、庁舎への来客または市民の来客、非常護身用、特にヘルメットが想定されますけれど、準備されるのかどうか。

2点目であります。幼稚園や小中学校、保育園その他公共施設関係に対する、同様の経費も準備をされて、また子どもたちの護身を兼ねた災害対策というのは、準備されていくのかどうか確認したいです、お願いたします。

○鈴木司郎委員長 大原防災対策課長。

○大原宗鑑防災対策課長 今回の予算要求でございますが、職員が災害時に応急対策活動や復旧活動に従事するために、必要な物品を整備するものでございます。

ヘルメットにつきましては、もともとの支給品で耐用年数を過ぎた物を更新するものでありまして、職員が活動時に負傷し応急復旧活動などに支障が出るのを防止することを目的としております。

防災ベストにつきましては、活動上職員であることの識別を容易にし、また活動用具を携行できるように、新たに導入するものでございます。

地震発生時の来客としての市民の皆様を守る措置につきましては、緊急地震速報の導入や事務機器やロッカーなどの転倒・落下防止対策、建物の耐震化などで対応をしております。

次に公共施設関係者や子どもたちへの対策の件でございますが、今お答えをいたしまし

たが、施設の耐震化や備品等の転倒・落下防止対策、また今回の補正でも要求しておりますが、緊急地震速報等の運用で対応をしております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 回答はわかっているわけがありますけれども、職員の災害活動用ということで、私どもも了解はいたしておりますけれども、職員のまず身を守るということは、当然身を守りながら活動をするわけですので、これは必要だと思いますが、先週の一般質問の中でもちょっと触れましたけれども、市内の金融機関を見ましたら、この受付のカウンターのところに、お客さん用のヘルメットがおいてあったということを確認してまいりましたし、東日本大震災のときにも、ディズニーランドを見ましたら、ディズニーランドの様子を見たら、従業員の方が、社員の方がお客さんにぬいぐるみを手渡して、防護する、そんな対策もとられておったわけですね。

確かにこれは職員の災害活動用ということで、意味はわかりますけれども、まず第一に市民の命を守るということも大切でありますし、公共施設また、保育園から小学校、中学校の皆さんも含めて、そういう安全対策というものが必要ではないかなということで、この2項目を私は出させていただきましたが、ご見解をお伺いしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 大原防災対策課長。

○大原宗鑑防災対策課長 庁舎の来客の対応、市民の皆様の対応につきましては、また別の視点から検討をさせていただくことになろうかと思っております。それから幼稚園、小中学校の件につきましても、またその部局と連携をとって検討を進めていくことになると思います。

○鈴木司郎委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

中根委員。

○中根正光委員 横山行敬委員の、歳出9-1-3、いろいろな物資を補充するというところでございますけど、1点、ローソク1,200本ということですけど、これは例えば何時間ぐらい使用できるものをこれだけ購入、1本ですね、1本どれだけの使用が可能というものを購入したのでしょうか。お願いします。

○鈴木司郎委員長 大原防災対策課長。

○大原宗鑑防災対策課長 大変申しわけございません。今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきます。

○鈴木司郎委員長 ということですのでご理解をいただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

歳出10款教育費の質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 先ほどの保育園費と同様の質疑であります。学校、幼稚園等いろいろ規模が違いますので、再度質疑させていただきますが、10款の2項3項4項一括でよろしいですね。

それでは、10款の2項3項4項、小学校管理事業、中学校管理事業、幼稚園管理事業について、同様の質疑をさせていただきます。

ティーズ緊急地震速報端末機設置経費についてお伺いします。

1点目が端末機の配置はどのような場所に設置するのか、どのような地震対応・効果をねらって配置計画をしたのかをお伺いします。

2点目は現在、全市で運用している防災行政無線（ジェイアラート）での対応はできなかったのかお伺いしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 村田教育総務課長。

○村田道博教育総務課長 それではまず端末機の配置場所につきましては、校内放送設備が設置してあります職員室などに、親機を設

置しまして、校内放送施設を利用し、各教室に配信するよう計画をしております。

地震対応と効果につきましては、現在、職員室に設置してあります防災行政無線で、地震速報が放送された後、校内放送により周知を行うこととなっていたものを、即時に校内全体に周知が可能となるよう計画をしました。また、教室以外の、火気を取り扱います給食調理室にも、周知ができるものとしたものでございます。

次に防災行政無線での対応はできなかったのかとのご質疑でございますけれども、先ほどの効果と同様に、防災行政無線の放送後、校内の放送を行うといった段階を踏まずに、即時に全員に周知ができ、その時間が短縮でき、より早く防護体制や避難ができることと、本市の揺れの規模や到達時間が発報されることとであります。また、校内の各教室等に、防災行政無線を設置した場合、経費の面と場所によっては電波が届きにくいということが考えられるため、今回の計画としたものであります。

以上です。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 校内放送へ接続するということですが、ジェイアラートではそういった対応はできなかったか、ちょっとあれですけども。それから先ほどの保育園と同様のことだと思いますが、長田議員の一般質問の中においては、4月12日の一般質問、ジェイアラートの作動時には、小中学校は問題なかった。対応できたようなご答弁だったと思うんですけど、幼稚園を含めた全体の中でそれぞれ、幼稚園児と中学生じゃ全然違うはずですので、本当にその問題点はなかったのか、その辺は再度、幼稚園も含めてご答弁いただければと思います。

○鈴木司郎委員長 村田教育総務課長。

○村田道博教育総務課長 小中学校につきましては、放送後校庭に避難したという連絡を

受けております。また幼稚園につきましては、ちょうど通園時間帯でしたのでまだ園児が全員、園に登園していなかったという状況でありましたので、その放送後、園児の登園時間に重なったということでもあります。

また先ほどの児童課へのご質疑の中で、関連してお答えするんですけども、何か不都合はなかったのかというようなご質疑があったかと思うんですけども、今現在、火気を扱います給食調理室に、そういった連絡用の設備はないということで、学校側のほうからも、火を扱う施設であるので、できるだけ早い、早急な対応をお願いしたいという要望は受けております。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 不都合であるが問題点はなかったということだと思うんですけども、いただいた資料によりますと、校内放送を使うという前提での比較ということですけども、防災無線のほうは203教室にすべて設置というような比較をされてますけども、果たして本当にこの203教室というのは、すべての対応が必要な部屋を想定されているのか、一つの音声が届く範囲を想定されたのか、どういった比較をされたのか、その辺だけお伺いしたいと思います。さらに1点ですけども、給食室用の子機の費用が3,150円というのは消費税を含んだ値段だと確認しておりますけども、それに1.05をさらに掛けているのは、単純ミスなのか、その辺はいかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 村田教育総務課長。

○村田道博教育総務課長 まず防災行政無線の設置箇所でございますけども、資料要求でご回答させていただきました、203教室というものは、普通教室の総数であります。また、プラス給食室の数を含めた合計が、203という数であります。

それから、ただいまのご質疑にありました、子機のですね…子機のところ、9まででしたか…。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 子機の3,150円というのは、ティーズの資料によりますと消費税を含んでますと書いてありますけど、それに1.05というのは消費税をまた乗せているのか、単純にミスなのか何かそういう特別な計算なのか。

○村田道博教育総務課長 いや特別な計算はありません。誤りだと思います。

○鈴木司郎委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

以上で、第86号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

(発言する者なし)

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第86号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって第86号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

~~~~~  
第87号議案 平成23年度新城市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、横山行敬委員。

○横山行敬委員 第87号議案の平成23年度新城市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)ということで、鳳来簡易水道の布設工事として、県から乗本地内での仮設依頼があったということですが、地元住民に対する水道に限らないわけなんです、工事の進捗状況

等、情報等で提供といったところで、こういった工事に伴う負担だとかのことで、軽減と書いてありますけども、その辺配慮してみえるかちょっと教えていただきたいんですが。

○鈴木司郎委員長 谷川水道課参事。

○谷川立樹水道課参事 この件ですが、愛知県から仮設依頼がありました、乗本本久地内の配水管ですが、中央簡易水道統合事業におきまして、本年度改修を予定しておりましたが、この配水管の一部が主要地方道豊橋乗本線道路改築工事の、県道拡幅において支障となりまして、急遽仮設管の設置が必要になりました。

財源につきましては、愛知県と新城市で公共補償契約を取り交わしまして、この補償金等を充当するものです。

工事の進捗状況等の情報提供につきましては、愛知県が事業主体であり地元住民に対する情報提供及び周知については、県から適宜実施されているものと承知しております。

また仮設管布設工事につきましては、既設管との接続において、半日程度の断水が必要となりますので、地元住民に対する情報提供及び周知につきましては、県とも協議をしながら十分に行ってまいります。

以上でございます。

○鈴木司郎委員長 横山行敬委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

(発言する者なし)

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第87号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって第87号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~  
先ほど中根委員の質疑に対して答弁を許可します。大原防災対策課長。

○大原宗鑑防災対策課長 先ほどのローソクの点灯時間でございますが、約12時間でございます。

○鈴木司郎委員長 以上で、本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了しました。なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時59分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 鈴木司郎